

富士市教育委員会 3月

定例会
臨時会

会議録
(令和8年)

開催日

令和8年3月24日 火曜日

開会 14時 30分

閉会 15時 44分

会議場

市庁舎6階

第3会議室

出席委員の氏名

教育長	太田 桂	委員	塩谷 知一
教育長職務代理者	和久田 恵子	委員	保科 悦久
委員	松田 靖子		

出席職員等の氏名

教育総務課長	佐野 睦 昭	教育研修・特別支援教育センター所長	若月 佳 妙
学校教育課長	若田 泰 一	文化財課長	植松 良 夫
学務課長	鈴木 秀 江	博物館長	石川 武 男
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡辺 哲 成	教育総務課調整主幹	清 聡 美
中央図書館長	桑原 正 壽	教育総務課参事補	寺内 浩 二
富士市立高等学校事務長	榎 俊 英	教育総務課主幹	遠藤 綱 輝
青少年相談センター所長	田中 亘	教育総務課指導主事	瀧 南
		教育総務課指導主事	遠藤 真 輝

傍聴人 なし

議題（動議）及び議事の概要

（議案）

議第12号 富士市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第13号 富士市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部改正について

議第14号 富士市立小中学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の一部改正
について

議第15号 富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則
の一部改正について

議第16号 富士市教育委員会情報公開・個人情報保護調整委員会規程の一部改正
について

議第17号 富士市子ども・若者海外留学支援補助金交付要綱の制定について

議第18号 富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針の策定について

議第19号 富士市地域クラブ活動指導者資格取得支援補助金交付要領の制定について

作成者 遠藤 真輝

署名人

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、3月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の2月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育総務課長から報告等がありましたら、お願いします。

教育総務課長

市議会2月定例会について御報告します。2月13日から開会しております市議会2月定例会ですが、3月25日で閉会となります。

このうち3月12日、13日に開催されました産業教育分科会及び委員会において、新年度予算案及び条例案等について審議が行われましたが、明日25日の本会議にて最終的に審議される予定となっております。

また、議会質問の関係ですが、教育委員会に対しましては、市長の施政方針に対する質問及び一般質問が、合わせて9人の議員から9件提出されました。

これらの答弁要旨につきましては、本日、取りまとめたものを資料として各委員に配付させていただきました。そちらをもちまして、報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続いて、事務局職員の人事異動について御報告します。今月13日に行政職、19日には教育職の令和8年度人事異動の内示がありました。これに伴い教育委員会事務局の所属長におきましても、異動対象となる者がおります。また、今月末をもちまして退任する所属長もおります。

会議終了後に、今月末をもちまして異動又は退任する所属長につきまして、あいさつをさせていただきます。

「議事の概要」

教育長

それでは、これより、議事に入ります。本日は議決案件8件の審議をお願い致します。

審議に入る前に、本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

議第12号、議第13号、議第16号は関連がありますので、議案3件をまとめて取り上げます。事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(議第12号 富士市教育委員会事務局処務規則の一部改正について説明する)

教育総務課長の説明

(議第13号 富士市教育委員会職員の職名に関する規則等の一部改正について説明する)

教育総務課長の説明

(議第16号 富士市教育委員会情報公開・個人情報保護調整委員会規程の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第12号案、議第13号案、議第16号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

議第12号案についてお伺いします。差し替え資料に記載されている第3条の教育総務課に関する改正部分で、旧第1号を削除して新たに第1号・第2号を設けるとの御説明がありました。

改正後の第1号・第2号は教育総務課の本質的な事業ではないかと思えます。今までは、特段の規定はなく、処務規則の解釈により行っていたという認識でよろしいですか。

教育総務課長

はい。御指摘のとおり、これまでは解釈で第1号を根拠に各種事業を実施しておりました。従前の教育総務課の分掌事務は、旧第1号を大きな枠組みで規定しており、教育振興基本計画に基づいて教育行政を当課として実施しておりました。

この従前の第1号を、今回の分掌事務を全体的に改める中で、細分化いたしました。

塩谷委員

これまでの分掌事務を、1号、2号、3号に分けて規定し、より分掌事務をはっきりさせたということで、何か新たな業務が加わることはないということですね。承知いたしました。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第12号案、議第13号案、議第16号案の3件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、この議案3件は承認いたしました。

次に、議第14号、議第15号の2件は関連がありますので、議案2件をまとめて取り上げます。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長の説明

(議第14号 富士市立小中学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の一部改正について説明する)

学校教育課長の説明

(議第15号 富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第14号案、議第15号案に対する質疑を行います。

御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第14号案、議第15号案の2件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

異議なしと認め、議第14号案、議第15号案は承認いたしました。

次に、「議第17号 富士市子ども・若者海外留学支援補助金交付要綱の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(議第17号 富士市子ども・若者海外留学支援補助金交付要綱の制定について説明する)

教育長

これより、議第17号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

まず、この制度自体は、必要とする子どもたちにとって非常に良いものですので、少しでも多くの方に御活用いただけるよう周知をお願いしたいと思います。

申請から交付までのフローについて確認させてください。この制度では、いったん保護者が留学費用等の支払いをし、帰国後に結果報告を出した時点で、補助金交付がされるかどうかの決定がされるということになりますか。

例えば、留学終了後に申請したものの、補助金交付がされなくなるケース、あるいは半年～1年くらいの留学をする場合は、一旦はまとまった費用の負担を御家庭で用意しなければならないというケース等が想定されます。市民税非課税世帯の方々も含めて広く御案内するのであれば、「すぐに留学のための準備するお金はないが、子どもには挑戦させてあげたい」という御家庭もあろうかと思えます。

こうしたことから、制度の「利用のしやすさ」という意味では、若干疑問に感じました。どのような議論の上でこの形になったのか御説明いただけますか。

教育総務課長

本来の補助金事業制度の流れとしては、事業実施前に申請をしていただき、申請内容が補助金交付の要件に適合しているかどうか審査して決定します。また、実施後は完了報告書等を提出していただき、間違いなく申請どおりの事業が行われていることが確認できた時点で、補助金をお支払いするというのが一般的な流れでございます。

本制度については、各自によって留学期間が異なりますし、申請受付後の実施とする場合は、予算単年度主義という行政的事情から、次年度に補助金交付することとなってしまいます。

それを避けるために、まずは先に計画を申請していただき、計画の時点で、留学計画が制度に適合しているかを確認します。その後、実際に海外留学に行ってください。どうしてもその時点での補助金の先払いはできないため、いったん費用を保護者等に負担していただき、戻ってきた時点で「これだけ費用がかかりました」との成果報告の提出を以て交付決定し、ほぼ同時に補助金を交付するという形で提案させていただきました。

「実際に留学に行ってきたが交付決定がなされないケース」の懸念を御指摘いただきましたが、寄附者の御意向もあり、できるだけ多くのお子さんに海外留学の機会を提供したいと考えました。

きちんと必要な審査は行っていきますが、できるだけ申請しやすい状況を作って対応していきたいと思っております。御理解いただければと思います。

塩谷委員

承知しました。第5条第2項に承認についての記載もあります。承認された時点で、きちんと結果報告等の手続をとれば交付されるということであれば良いと思います。ただ、もし報告後に交付がされなくなれば、家庭の負担が大きくなってしまいますので、そうした仕組みについて、丁寧に御説明いただければ、補助金の趣旨としても理解できます。

もう1点、なるべく多くの方に利用していただきたいのですが、資料には「各年度で30人程度」と記載があります。審査基準はどのようになるのですか。良い制度であるだけに、希望者が殺到した場合、予算の限りがある中で、どのような基準でどのように審査するのでしょうか。そうしたことが規定の中からは具体的に見えてこないため、確認させてください。

教育総務課長

追加資料5ページを御覧ください。第1号様式「富士市子ども・若者海外留学支援補助金海外留学計画書」ですが、こちらに海外留学の滞在先とともに、具体的にどのような研修を行ってくるのか、その内容や期間等を記載する欄がございます。間違いなく子どもが学ぶ意欲があると認められれば、交付の対象にしていこうと考えています。また、その振り返りとなるものが追加資料10ページの第6号様式「富士市子ども・若者海外留学支援補助金実績報告書兼交付申請書」です。ここでも海外留学をして具体的にどのようなことを学んできたのか記載することになりますので、こちらで確認することとします。

また、「30人」という枠が多いのか少ないのかということについては判断が難しいのですが、初めての事業となるため、予算の兼ね合いから、ひとまず初年度はこの人数を上限として実施しようという判断に至りました。

塩谷委員

承知しました。留学を検討している御家庭からみれば、非常に魅力的な制度ですので、周知すればそれなりの数の申請が来るのではないかなと思います。その時に慌てて抽選にするとかではなく、混乱のないように審査基準を備えておいたほうが円滑に運用できるのではないかなと感じました。その辺りについても御検討いただければと思います。

和久田委員

1週間以上海外に渡航し、最低1日だけでも教育プログラムに参加すれば良いということですよ。それで補助金の支援を頂くというのは、言い方は悪いのですが、内容がザルになるのではないかと危惧します。

企業が補助金を頂くときは、その理由や内容、結果等について、膨大な資料を作成して提出しなければなりません。そうした事と比べると、少し安直過ぎてどうなのだろうかと思います。

例えば1週間ほどホームステイで連日テーマパークに行き、1日だけ学生仲間が集まり英会話の研修プログラムで学んだ程度でも補助金をもらえてしまうのかなと考えると、内容を選考するにしても難しくはないでしょうか。

教育総務課長

市内学生の方々の海外留学ニーズがどれくらいあるのか、正確なデータを掴めておりませんが、学校教育課が実施しているイングリッシュ・アドベンチャーの希望生徒数が年々増えています。ここ3年で小中学生の計1300人が、本事業に申込希望している状況です。

実際、こうした生徒たちが海外で学びたいと考えたときには、相当数の申込件数が予想されるものですから、確かに「30人」という枠に対して殺到することも在り得るのではないかと思います。

まずは、内部でそうした審査要件等について再確認させていただきます。制度を円滑に運用し、混乱がないよう実施していきたいと考えています。

当課としては、冒頭の説明のとおり、寄附者の御意向もありますので、できるだけ多くの生徒さんが英語教育や海外留学を体験できるような制度にしていきたいと思います。御理解の程よろしくお願いいたします。

和久田委員

承知しました。申請や選考ハードルを下げることもできますが、本来は面接等で選考していただく方が、将来の富士市を担う人材育成のためにも、また寄附してくださった方のためにもなるのかなと感じました。

一つ確認ですが、本事業の対象は「英語のみ」なのですね。

教育総務課長

主に英語圏の地域に留学するというのであれば、対象とすることとしています。

和久田委員

英語圏であれば、資料の例示にない国…例えばフィリピン等でも良いということなのですね。

教育総務課長

はい。例示は代表的な国ですが、英語を使う国であれば、対象としていきたいと思っています。

保科委員

非常に良い制度だと思いますね。

ところで、私立中学校においては、提携する留学先がある留学プログラムもありますね。学校に対してお金を払い込むのですが、そうしたケースは対象外ということではよろしいですか。

教育総務課長

御質問は、交換留学制度のようなものを指しているのでしょうか。

保科委員

学校側でエージェント契約がされていて、学校に対して交通費込みで払い込むケースです。

教育総務課長

個人手配や個人で申込みをする留学を対象としており、授業の一環として、学校の生徒の中でというのは、一部対象となるものもあり得るかもしれませんが、基本的には「対象外」と考えています。

保科委員

富士市では、オーシャンサイド市派遣「富士市少年親善使節団」事業を行っていますね。募集規約上の参加費は、富士市の予算で減額した金額で申請ができます。こうした事業への参加の場合、生徒は重複して補助をいただくことができるのですか。

他にも、対象としては高校生が中心ですが、しずおか探究留学支援事業「トビタテ！留学JAPAN」についても県に支援金申請ができます。こちらとも重複して補助金をもらうようなことができるのか、その辺りはいかがでしょうか。

教育総務課調整主幹

基本的には、補助金の併用については、現段階では考えておりません。特にオーシャンサイド市との「富士市少年親善使節団」事業は本市で行っている事業ですが、市の二つの制度が重なっての補助金というのは補助金要綱からみても趣旨等に沿わないため、併用は考えていないという回答をさせていただきます。

教育総務課長

オーシャンサイド市の事業については、先日の産業教育分科会で委員の方から、姉妹都市提携をしている都市に特化したような制度は考えなかったのかという御意見もありました。

まずは幅広く申請を受付し、英語を使う国で体験活動をするということを主として制度を構築していますが、今後どのようなことができるか、産業交流部と連携して引き続き検討していきたいと思えます。

保科委員

「トビタテ！留学JAPAN」についてはどうですか。

教育総務課調整主幹

個別の補助金制度も、どの制度なら併用して使える・使えないというところまでは、今の段階では整理できていません。国の事業と本市の事業における補助制度の重複利用が可能かどうかについては、確認が必要です。

行政的には難しいのではないかと思います。国の方でこうした補助金制度の重複を認めるのであれば、市で問題がなければ可となるケースも考えられます。今後の審査の中で判断していければと思います。

和久田委員

確認ですが、補助対象者は「海外渡航する中学生から満22歳までの富士市民」とあります。社会人でも可ということですか。

教育総務課長

22歳ということは大学生年代となりますので、学生に限らず、就労されていて語学留学したいという方も対象とします。

和久田委員

その方の収入がいくらあろうと、対象になるということですね。

教育総務課長

収入要件等の審査は想定していません。「英語を学びたい」という意欲からの自己申請が中心になろうかと思います。

教育長

このことについては、産業教育分科会でも、委員からいくつか指摘がありました。本日も、教育委員の皆様から御意見を頂戴しましたので、実際の運用につきましては、今後も教育総務課の方で検討し、詳細を詰めていくようお願いいたします。議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第17号案 は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第17号案は承認いたしました。

次に、「議第18号 富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針の策定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(議第18号 富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針の策定について説明する)

教育長

これより、議第18号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

資料41ページにある組織体制についてお伺いします。運営団体については、「当面の間、富士市教育委員会が運営団体を担い…」と記載があります。この“当面の間”の経過後、つまり富士市教育委員会が運営団体を担わなくなった後の選択肢として、どんな構想を持っておられますか。教育委員会がどのように本事業と関わっていくのか、イメージがあれば教えていただきたいです。

教育総務課長

部活動地域連携・地域展開事業につきましては、国のガイドラインでも謳われているとおり、教育的意義を継承する活動を目指して実施されます。そのため、まずは当面の間、本市も教育委員会が運営団体として担っていきます。

その後、具体的に運営団体の扱いをどのようにしていくかは、まだ決定しておりません。他自治体では、市長部局で担っているケースもあれば、民間団体に委ねている自治体もございます。今後、庁内でのコンセンサスが必要となりますが、どのような形が富士市の子どもたちにとって一番良い運営体制になるのか、研究が必要だと考えています。

塩谷委員

承知しました。引き続き御検討をお願いいたします。

松田委員

私からも組織体制についてお伺いします。当面の間は、富士市教育委員会が運営団体を担い、包括的な企画、管理、サポート等を行っていかれるのだと思います。

今後、教育委員会から運営業務が離れたとき、教育的意義とコンプライアンス的視点については、民間団体によって異なる部分があったり、非常に規則に厳しい側面があったりします。ある程度の期間をかけて、そうした地域クラブの差異を教育委員会で注視していただきたいと思います。

また、指導者への教育やコンプライアンス研修の内容は、詳細が変わってくると思いますが、運営業務が委員会から離れた分、大変なことになってしまうのではないかと思うので、体制をどのようにしていくのか考える必要が出てくると思います。

心配ばかりしていても事業が前に進まないのですが、違う組織体になる以上、根本のラインが違うので、その点を注意して対応いただければと思います。

教育総務課長

本事業が本格的にスタートすると、本市として地域クラブを認定していくこととなります。認定については、適切な指導体制が整っているかどうか、実施主体側がしっかりとした指導者を準備して指導に当たっているかを確認していく必要があります。さらに、認定後も、市教委が運営主体としてチェックする必要があると考えています。

なお、次の議案で御審議いただきますが、地域クラブ活動指導者の資格取得のための支援補助金の交付制度がありまして、日本スポーツ協会などの指導者ライセンスを取得しようとする団体に対して補助金を交付し、より多くの適切な指導者が認定地域クラブに関わることのできる形式を考えております。

教育長

このことについても、非常に難しい問題が内在しております。運営主体の在り方については少し先の話になると思いますが、これも研究していかねばなりません。

各認定地域クラブ（実施主体）については、しっかりと教育委員会の方で掌握して、会計処理等も含め、実施方法等の助言と指導をしていきながら運営していくものと思います。

事業の当初は、教育委員会でしっかりと管理していかねばならないと思います。令和8年度は、教育総務課内で担当が行いますが、認定地域クラブの数が増えたときには、担当では処理できない業務量になることが予想されますので、委員会内の組織についても、別途検討して参りたいと思います。それでは、議案に対する質疑は終了いたします。

議第18号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第18号案は承認いたしました。

次に、「議第19号 富士市地域クラブ活動指導者資格取得支援補助金交付要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第19号 富士市地域クラブ活動指導者資格取得支援補助金交付要領の制定について説明する）

教育長

これより、議第19号案に対する質疑を行います。

御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第19号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第19号案は承認いたしました。

これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

4月21日(火曜日)午後1時30分から消防防災庁舎3階研修室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願い致します。

本日は、御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。